様式第13号

［注意］
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。

茨木市指令環政 第３６５号

一般廃棄物収集運搬業許可証

所　在　地　　高槻市上田辺町19番８号

名　　称　　都市クリエイト　株式会社
及び
代表者氏名　　代表取締役　前　田　晋　二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者であることを証します。

令和 ８ 年 ３ 月 16 日

茨木市長　福　岡　洋　一

１　許　可　の　期　間	令和 ８ 年 ４ 月 １ 日から 令和 10 年 ３ 月 31 日まで
２　事　業　の　範　囲 （取り扱う一般廃棄物の種類）	一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）
３　処理を行う区域	茨木市全域
４　そ　の　他　の　条　件	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例及び関係法令を遵守すること。これら、又はこれらに基づく法令に違反し、又は許可条件に違反する行為のあった場合は、この許可を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずるものとする。 (2) 許可車両には、表示マークを貼付すること